

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 3 1 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第16号

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和35年7月河合村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第23条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。